

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

M E G A ドン・キホーテ 東松山店

埼玉県東松山市大字石橋字女堀千六百四十八—一外

変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 万代書店東松山店

(変更後) M E G A ドン・キホーテ 東松山店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トレジャー 代表取締役 井出浩二

埼玉県熊谷市石原三百四十二番地の三

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

変更年月日

平成二十七年六月十二日

二 届出年月日

平成二十七年七月一日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年七月十四日から平成二十七年十一月十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ

意見書提出期間

平成二十七年七月十四日から平成二十七年十一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課